

町田市個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年(2017年)8月28日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市個人情報保護条例の一部を改正する条例

町田市個人情報保護条例（平成元年３月町田市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第１５条の３第１項中「第１９条第１４号」を「第１９条第１５号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

町田市個人情報保護条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(特定個人情報の外部提供の登録の例外)</p> <p>第15条の3 第13条の3第2項及び第14条第1項の規定にかかわらず、実施機関は、保有特定個人情報について、<u>番号法第19条第15号</u>に該当するときは、審議会の諮問、答申を経ることなく外部提供を行うことができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(特定個人情報の外部提供の登録の例外)</p> <p>第15条の3 第13条の3第2項及び第14条第1項の規定にかかわらず、実施機関は、保有特定個人情報について、<u>番号法第19条第14号</u>に該当するときは、審議会の諮問、答申を経ることなく外部提供を行うことができる。</p> <p>2 略</p>